

子どもの貧困対策推進議員連盟

提 言

令和 8 年 6 月 17 日

子どもの貧困対策推進議員連盟提言

令和 8 年 5 月 28 日

1. 経緯や課題

(1) 検討の経緯

本議連では、こどもの貧困対策を強力に推進するため、就業支援、養育費の確保、住まいの支援、経済的支援について取り組むべき内容の提言を昨年 5 月 27 日にとりまとめた。その内容は昨年の骨太の方針や令和 8 年度予算にも反映され、順次実行に移されている。

そうした中でも、物価高騰をはじめとして、我が国のこどもの貧困をめぐる状況は依然として厳しいことから、議連として臨時給付金の給付について政府への申入れを行った結果、経済対策において 0 歳から高校生年代の全てのこどもに一律 2 万円を支給する物価高対応子育て応援手当が実現した。併せて、重点支援地方交付金において、低所得のひとり親世帯や子育て世帯への支援が推奨事業メニューと位置づけられ、3 割超の自治体において低所得子育て世帯を対象とした給付金等の支給が実施された。

しかしながら、物価高騰の影響等により多くのひとり親世帯や低所得の子育て世帯が生活の苦しさから深刻な状況に直面している。今年に入ってから各地でひとり親世帯における痛ましい事案が起きており、特に厳しい状況に置かれている子育て世帯に対しては、「ヒト・モノ・カネ」による支援（人的支援、現物給付、現金給付）をセットで届ける必要性が一層増している。

こうした状況の中、議連では今年の 3 月から 5 月まで 6 回にわたり、夏休みの食支援、民法等改正法の施行後の状況、困難に直面している子育て世帯への緊急対策、ひとり親世帯の就労と住まいの支援等をテーマに、精力的にヒアリング及び議論を行った。

なお、教育格差については、本議連の下に「教育格差について考えるワーキングチーム」を設置し、本年 4 月から、学校教育における私費負担の軽減や入学金二重払いの廃止等について活発に議論を行った。

(2) ヒアリング等から得られた課題の要点

(全般)

- ・ 低所得子育て世帯に対する支援制度は数多くあるが、制度が認知されていなかったり、手続きが煩雑であることなどから、必要とするこどもや家庭に支援が十分届いていない。行政が用意している支援が確実に届くようにすべき。個人・家庭の状況に応じて利用できる支援を一覧でわかりやすく把握でき、またプッシュ型で届くような仕組みが必要である。また、支援団体は支援が必要な家庭やこどもの情報を行政から得ることができず、効率的なリーチが難しい状況にある。
- ・ 自治体の規模によって、ひとり親世帯の支援のための組織体制、配置できる職員数、デジタルツールの整備などに大きな差があり、自治体により取組の度合いに差が生じている。
- ・ 自治体ではこどもの貧困対策計画がこども計画に包含され、政策課題として見えにくくなっている。自治体内のこどもの貧困の実態を把握することが難しく、施策の実効性を確認できない。

(食支援)

- ・ 給食がなく酷暑となる夏休みに、困窮世帯のこどもに食事と暑さ対策をセットで届けることが急務。自治体に対して国の政策をパッケージで示し、活用を強く推進することで、今年こそは結果を出すべき。
- ・ 食支援に関しては、特に困窮層や周辺層、高校生への支援が不足している。また、安定的に居場所を用意するためには、学校、放課後児童クラブ、居場所事業、学習支援などの場を活用することが効果的である。

(改正民法関係)

- ・ 改正民法施行に伴い、相談対応にあたる者も含めた関係者の改正法の理解を一層進める必要がある。
- ・ 法施行後の親権選択、調停、裁判等の動向の把握が必要。特に、DVや虐待等の事案において適切な運用がなされているか、現場の状況を丁寧に把握し、必要な対応を検討していくべき。
- ・ 法定養育費の創設や不払い養育費の差押えワンストップ化は実現したが、

自営業者等からの取り立てについては効果が不十分であることや、書類作成の手続きが負担であるなど、さらなる改善の余地は大きい。

- ・ 共同親権を選択した場合や養育費を一括で受け取った場合に、各種支援制度の所得要件において予期しない不利益が生じる恐れがある。
- ・ 「養育費算定表」は物価高騰が続いているなか、令和元年度から見直されておらず、見直すべき。
- ・ 児童扶養手当受給額の計算において、受け取った養育費の8割が収入に算入されるが、養育費確保の意欲を削いでしまっているのではないか。
- ・ 離婚においてこどもの意見を反映する視点が依然として弱い。協議離婚の場合も含めて、こどもの意思をどう確認し反映するか、検討すべき。

(緊急・経済的支援)

- ・ 物価高騰により、ひとり親世帯の家計の厳しさが増している。困窮するひとり親は、心身の健康状況の悪化により就労や相談自体が難しいケースも多く、緊急の支援が重要である。
- ・ 現行の児童扶養手当の所得制限限度額は子一人の場合で 385 万円であるが、現在の物価や賃金の情勢をふまえると支援対象の上限として適正な水準ではない。また就労収入が増え、この水準を超えると給付が停止となるいわゆる「壁」となっているため、働き控えにつながっている。ひとり親が「壁」を気にすることなく働ける環境を整備することは、貧困の連鎖の解消につながり、引いては日本社会全体に資するものである。
- ・ 足元の経済的支援と併せて、ひとり親が意欲を持ち、社会で自立して活躍できるよう、学び直し支援や就労支援などを確実に推進していくべき。

(就業支援)

- ・ 自立のためには就労収入を上げていくことが重要であり、そのために必要な資格取得等の準備期間中の生活を支えることが必要である。
- ・ 男女の賃金格差が大きいことが課題。女性活躍推進においては理系人材の育成やリスキリングが重視されており、ひとり親についても、こうした流れと一体となって、収入増を目指せる成長産業・成長企業での就業を支援していくべき。

(住まいの支援)

- ・ 離婚前後の母子は転居を余儀なくされることが多く、住宅、こどもの学校・保育所、仕事の3つを同時に探して生活基盤を構築しなければならないが、この時期の支援が非常に少ない。「住まいは人権」とも言われるとおり、安定した住居がないと他の2つも決まらず、不安定な時期が長引くことになる。
- ・ 自立に向けて意欲をもって動ける層への支援策はあるが、そこまで至っていない層に対する支援が不足している。低所得の母子世帯では家賃負担が非常に重く、家計を圧迫しており、また部屋数や面積などの条件が悪い住宅ではこどもの学習環境を整えることも難しく、貧困の連鎖の一因になっている。

昨年5月に取りまとめた提言の内容は、総合的に議論を重ねた上で、中長期的に取り組むべき方針を示したものであり、関係省庁には引き続き取組みを強く求める。その上で、昨年の提言に加えて、困窮するこどもや家庭を取り巻く直近の状況及び議連における活発な議論を踏まえ、議連としては、以下のとおり新たな提言を取りまとめた。関係各省庁における取組みの推進はもとより、経済界及び関係団体の協力を得ながら、一体となってこどもの貧困解消に取り組むよう要請する。

2. 提言内容

(1) こどもの貧困解消の意義の理解促進

- ・ こどもの貧困は、家庭の自己責任ではなく、その背景には様々な社会の構造上の問題があることを踏まえ、社会全体で受け止めて取り組むべき課題である。こどもの貧困の解消は、今を生きるすべてのこどもの権利を保障し、ウェルビーイングを向上させ、貧困の連鎖を断ち切るという意味で、我が国の経済社会の「未来への投資」である。この認識を社会全体で広く共有し、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が緊密に連携・協働して、こどもの貧困対策を強力に推進する。

(2) 夏休みのこどものセーフティネット構築

- ・ 「夏休みこども緊急セーフティネット構築プラン」について、関係省庁が連携し、各自治体における活用を強力に促進し、夏休み中にこどもが栄養不足で健康を害するようなことがないように、学校施設、児童館、放課後児童クラブ等の公共施設等で給食や弁当の提供による食支援を実施する。また、中高生への支援も行うなど、安心して涼しく過ごせる居場所と食支援を一体的に届ける。
- ・ 夏休みのこどもに対する居場所や食支援の取組について、自治体の取組状況を把握・見える化し、好事例を横展開する。
- ・ 民間企業や経済団体、業界団体にも広く連携・協力を呼びかけ、フードバンクやこども食堂、こども宅食への支援や自治体との連携事例を拡大する。
- ・ 夏で終わりではなく、冬季・春季・来年の夏季といった長期休暇期間中をはじめ、継続的に困窮世帯のこどもの支援が続くよう、必要な見直しを行い、改善していく。

(3) 改正民法施行等を踏まえた養育費の確保等の一層の強化

- ・ 民法上、父母は親権や婚姻関係の有無に関わらず、こどもの健やかな成長と生活を支える責任があり、養育費の支払いは親の責務である。本年4月には、法定養育費制度の新設や養育費債権への先取特権の付与など、養育費の支払確保に向けた大きな見直しを含む、令和6年民法等改正法が施行された。
- ・ 養育費の支払いが親の責務であることや改正民法の内容について社会的な理解促進を図るため、広く国民に周知するとともに、民間企業や経済団体に協力を呼びかけ、制度の普及啓発や環境整備を推進する。
- ・ 養育費の取り決めと確保を強力に推進するため、改正民法の内容について、相談対応にあたる者の理解促進を一層進める。併せて、戸籍窓口で離婚届が提出された際にチェック欄を確認する、あるいは児童扶養手当の手

続窓口で養育費取り決めの有無を確認するといったように当事者との接点を確実に相談支援につなぐ。

- ・ 「養育費算定表」はあくまで標準的な養育費を簡易迅速に算定することを目的として裁判官の研究報告により作成された参考値であり、最終的な金額については、個別の様々な事情を考慮して決定されるものである。しかしながら現行の算定表は近年の物価高などを反映しておらず、これを参考にして決定される養育費が実態に即した適正な金額から乖離しているとの指摘がある。「養育費算定表」を参照して取り決められる養育費の額が物価高騰等の社会実態に即した適正なものとなるよう、裁判所への必要な情報提供や研修等に取り組む。
- ・ 共同親権を選択した場合において、同様の生活状況にある単独親権の家庭の場合と比較して各種支援制度において所得判定が厳しくなるといった予期しない不利益が生じることのないよう、制度の適切な運用を徹底する。

（４）困難に直面する子育て世帯の早期把握及び支援へのつなぎ

- ・ 支援が必要な子どもや家庭に確実に行き届くよう、学校や保育園等と連携した支援情報の発信や、アプリを活用したプッシュ型での情報発信を行うなど支援制度の周知の工夫、食や生活物資をハブにしたアウトリーチ型での支援、組織間の情報共有や連携を一層進める。
- ・ 様々な困難に直面している方が、自分が利用できる支援策を簡単に探し、窓口にアクセスできるよう、省庁横断のチャットボットなどの既存のデジタルツールをさらに充実させる。
- ・ 様々な困難に直面する子育て世帯の状況を入り口段階で丁寧にアセスメントし、多様な福祉ニーズに寄り添いながら、オーダーメイドで必要な支援へと確実につなぐ包括的な相談支援体制を構築する。
- ・ ひとり親世帯に対しては、離婚届の提出や児童扶養手当の手続きという接点を最大限に活かし、支援が必要な家庭や困りごとを抱える家庭を捕捉し、相談・支援につなげる。

(5) ひとり親の就業支援

- ・ 個々の状況に応じた長期的な視点に基づく就業支援を行うことが重要である。このため、就労前段階にある者に対しては、ピアサポート等の活用により社会との繋がりを再構築しつつ、就労へのエンパワメントを図る。その上で、こどもの成長段階や将来必要となる収入も見据えたライフプランの策定支援や、キャリアコンサルティング等による専門的支援を組み合わせ、安定的な就業につながる支援を行う。
- ・ 職業訓練受講中の生活支援・子育て支援を推進する。特に、生活費を支給する制度について、就職につながる訓練を生活の心配をすることなく受講できるよう、現下の物価高騰を踏まえて、長年据え置かれてきた金額の見直しを検討する。
- ・ デジタル分野等の成長が見込まれる分野で活躍できるスキルを身に付け、安定した収入を得られるよう支援する。
- ・ 企業と連携し、企業の求めるスキルに係る教育訓練を提供したり、就職後も伴走支援を行う等、質の高い支援を推進する。

(6) ひとり親世帯の特性を踏まえた居住支援

- ・ 離婚前後の生活基盤が不安定な時期を含めて、ひとり親世帯の住まいを支えるため、母子生活支援施設のほか、民間賃貸住宅、シェアハウス等を活用した相談・生活支援・就業支援等と一体となった居住支援を推進する。
- ・ 住宅困窮層の受け皿となるセーフティネット住宅や居住サポート住宅の普及を促進するとともに、困窮するひとり親世帯の家賃負担を軽減するため、地方公共団体と連携した家賃助成制度の活用を推進する。
- ・ 公営住宅の改修等において、ひとり親のニーズに応じた住まい環境整備のモデル的な取組を支援するとともに、ひとり親等入居世帯の属性を勘案した優先的な募集等について周知を図る。
- ・ 住宅部局・福祉部局や居住支援法人等との連携による地域における相談・入居・居住継続の一連の支援体制の整備を進め、地域の居住支援協議

会の設置を促進するなど、地域の居住支援体制の強化を進める。

(7) 家計収支の継続的な安定につながる経済的支援

- ・ 児童扶養手当の今後の在り方については、最低賃金の引上げや食料品を含めた物価上昇といった現下の経済情勢を踏まえつつ、ひとり親世帯の家計収支に関する公的な調査を速やかに行ったうえで、就労支援や養育費確保、生活や子育て支援の充実などと併せ、多面的な観点から検討する必要がある。
- ・ なかでも児童扶養手当の所得制限限度額（いわゆる「年収 385 万円の壁」）については、ひとり親の就労意欲の阻害や就業調整の一因となっているとの指摘がある。また、女性の平均年収を参照した現行の所得制限限度額が、一人の大人が主に世帯の家計を支えるひとり親世帯の実態に即しているかという観点から、男女全体の平均年収を参照し、所得制限限度額を引き上げることを検討する。

(8) 教育格差の是正に資する「入学金の二重払い」問題の解消

- ・ 入学しない高校や大学等にも入学金を納めざるを得ない、いわゆる「入学金の二重払い」は、特に低・中所得世帯にとって大きな経済的負担となっており、受験機会の格差や進路選択にも影響を及ぼしている。
- ・ 将来的な「入学金の二重払い」の解消を目指し、まずは高等教育段階において、修学支援新制度の予約採用者等を対象に、入学金の納付期限の見直し、延納・猶予制度の活用促進を図る。これにより、困窮家庭のこどもに対する入学時の負担軽減を早急に進める。
- ・ あわせて、入学金の二重払いの全廃に向け、大学等の入学手続の在り方や制度上の課題について、関係者間で継続的に検討を進める。